

平成 1 5 年度の事業評価について

平成15年度の事業評価について

1. 事業評価の目的

【再評価】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続にあたり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合に事業を中止するものである。
(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 H15.3.31 より)

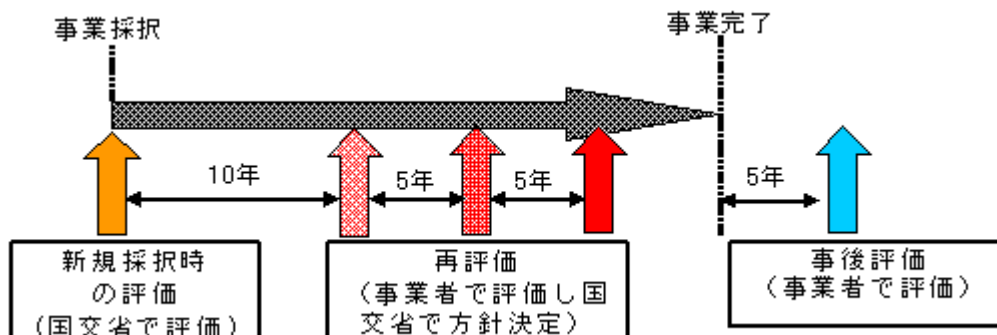
【事後評価】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものである。
(国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領 H15.3.31 より)

2. 評価対象事業

	再評価	事後評価
対象要件	事業採択後5年未着工 事業採択後10年継続中 準備・計画段階で5年経過 再評価実施後5年経過 社会経済情勢の急激な変化等	事業完了後5年以内 審議結果を踏まえ、公団が再度事後評価を必要と判断した事業

対象事業	淀川左岸線 ...上記 該当 (事業採択：S62、再評価：H10)	大阪池田線(延伸部) ...上記 該当 (H10.4 供用)
	神戸2号線(神戸山手線) ...上記 該当 (事業採択：S48、再評価：H10)	湾岸線(7期) ...上記 該当 (H10.4 供用) 南港中出入路 ...上記 該当 (H11.3 供用)



3 . 評価の視点

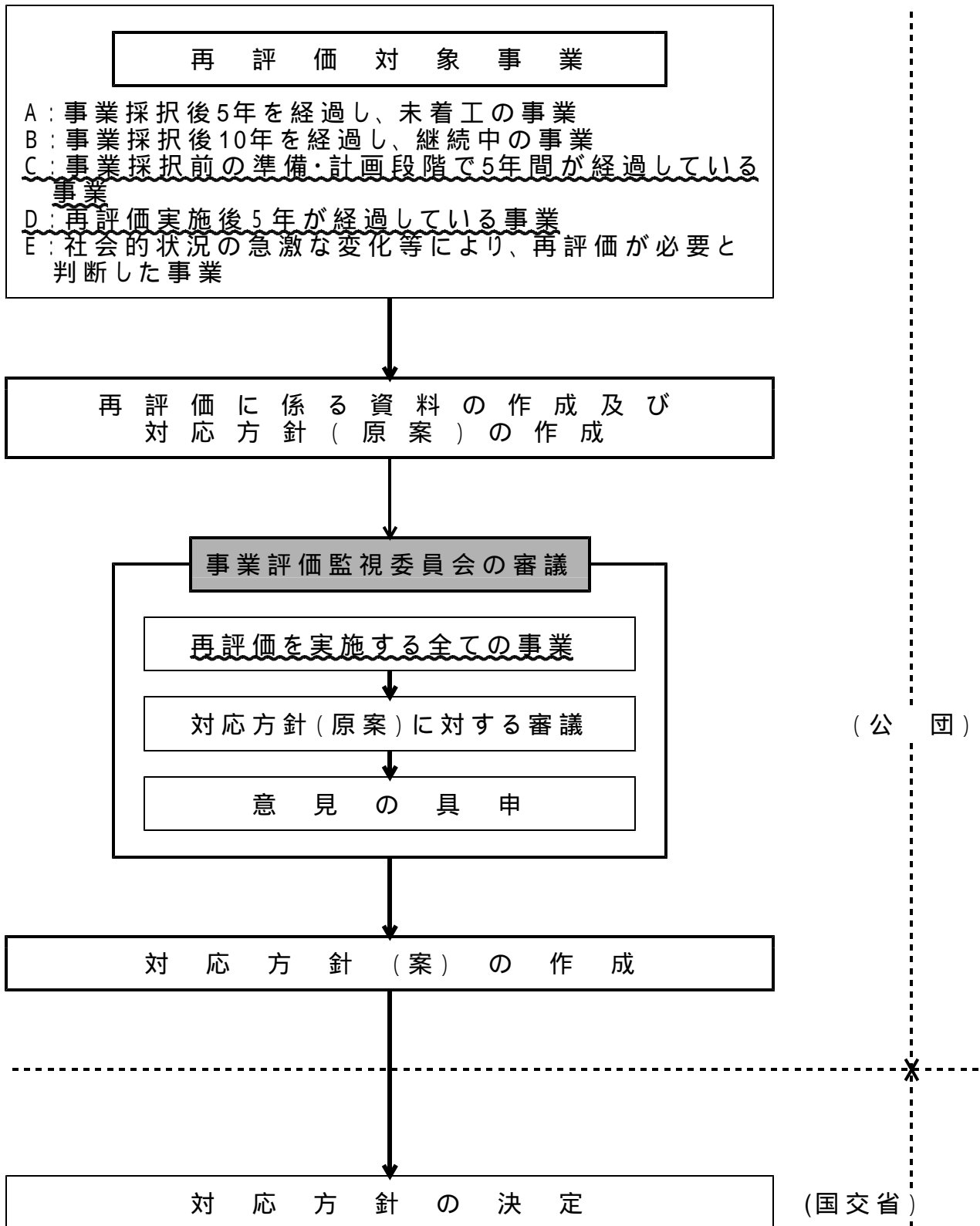
再評価
<p><u>事業の必要性等に関する視点</u></p> <p>1) <u>事業を巡る社会経済情勢等の変化</u> 事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。</p> <p>2) <u>事業の投資効果</u> 事業の投資効果やその変化。原則として費用対効果分析を実施する。</p> <p>3) <u>事業の進捗状況</u> 再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。</p> <p><u>事業の進捗の見込みの視点</u> 事業の実施のめど、進捗の見通し等。</p> <p><u>コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点</u> 技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。</p> <p>(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(H15.3.31)より)</p>

事後評価
<p><u>費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化</u></p> <p><u>事業の効果の発現状況</u></p> <p><u>事業実施による環境の変化</u> 事業実施前に行った環境影響評価及び事業を巡る状況の変化を踏まえ事業評価実施主体が環境に関して評価すべきと判断した項目</p> <p><u>社会経済情勢の変化</u> 関連する計画や事業の状況変化、人口・産業等の社会経済状況の変化、環境に関する状況変化、その他事業採択時より事後評価実施時までの周辺状況変化等</p> <p><u>今後の事後評価の必要性</u></p> <p><u>改善措置の必要性</u></p> <p><u>同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</u></p> <p>(道路事業・街路事業に係る事後評価実施要領細目(H15.9.17)より)</p>

4 . 実施フロー（別紙）

事業の再評価 実施フロー

~~~~~ は、前回評価時の要領からの変更点



(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領に基づくH15.3.31)

# 事業の事後評価 実施フロー

~~~~~は、前回評価時の要領からの変更点

